

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十六号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例（平成十五年十二月奈良県条例第二十号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第一条に規定する発行手数料及び情報提供手数料であって、この条例の施行の日においてまだ收受されていないものについては、なお従前の例による。

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十の項を削り、三十一の項を三十の項とする。

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例に基づく前項の規定による改正前の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の三十の項に掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。